



# 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金のご案内

## ■臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金とは？

4月から消費税率が8%に引き上げられますが、一定の方々への税負担の影響に考えて、暫定的・臨時的な措置として、該当する方にどちらかの給付金を支給する予定です。

## ■給付金の対象者や給付金の額は？

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶平成26年度分町民税(均等割)が課税されない方が対象です。ただし、ご自身を扶養している方が課税されている方は対象外です。</li> <li>▶1人につき1万円を1回支給 次の方は1人につき5千円を上乗せ (高齢・障害・遺族基礎年金等・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの受給者)</li> </ul> <p>※詳しくは、厚生労働省「臨時福祉給付金」ダイヤル(☎03-3595-3529)へ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶平成26年1月分の児童手当を受給されている方が対象です。ただし、平成25年の所得が児童手当の所得制限額を超えた方は対象外です。</li> <li>▶平成26年1月分の児童手当の対象となる児童(臨時福祉給付金が支給される児童を除く。)1人につき1万円を1回支給</li> <li>▶臨時福祉給付金の対象者は、対象外です。</li> </ul> <p>※詳しくは、厚生労働省「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル(☎03-3595-3528)へ。</p>

※両給付金とも生活保護制度の被保護者などは対象外です。

## ■申請や支給手続きは？

申請方法や受付開始時期の詳細が決まり次第、広報まつぶし、町ホームページなどでお知らせします。

なお、平成26年1月1日に松伏町に住居登録があった方などが対象となります。松伏町以外の市区町村に住居登録があった方は、その市区町村にご相談下さい。

## まちづくり整備課のお知らせ



# 今後30年以内に大地震が発生する確率は70% 住宅の耐震対策について助成します

今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率が70%と想定されています(埼玉県地震被害想定調査結果 平成25年11月28日公表)松伏町ではパソコンによる無料の簡易耐震診断を随時受付けています。図面に基づいて診断を行いますので、目安としてご活用ください。その結果によって、一定の基準に満たなかった場合、精密耐震診断及び耐震改修の費用を助成します。

■助成額／耐震診断…診断に要した費用の3分の2に相当する額(限度額は5万円)

耐震改修…改修に要した費用の23%に相当する額(限度額は20万円)

※いずれの助成制度も事前の申請が必要です。

■対象／昭和56年以前に建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅に限られます。

## まつぶし緑の丘公園で鯉のぼりが泳ぎます

毎年恒例となったまつぶし緑の丘公園の鯉のぼりが、今年も青空の中を元気いっぱい泳ぎます。さわやかな若葉の季節、勇壮な鯉のぼりを見にでかけてみませんか。

■開催期間／4月17日(木)～5月8日(木)

### まつぶし緑の丘公園からのお願い

ご家庭で使わなくなった鯉のぼりがありましたら、ぜひお譲りください。まつぶし緑の丘公園で泳いでいる鯉のぼりは、皆さまから譲っていただいた鯉のぼりです。皆様のご協力をお願いします。なお、長さ3mを超える鯉のぼりは、飾ることができない場合がありますので、ご了承ください。

■募集期間／随時

■持参場所／まつぶし緑の丘公園管理センター又はまちづくり整備課

